

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

No. 1

開催日及び場所	平成28年3月1日(火) 本社会議室	
委員	角田 茂(学校法人参事) 西谷隆亘(大学名誉教授) 中村好男(大学教授) 篠原焔夫(弁護士) 栗田 誠(大学院教授)	
審査対象期間	平成27年10月1日～平成27年12月31日	
抽出案件	総件数	5 件 (備考)
工事	一般競争	1 件
	公募型指名競争入札	0 件
	通常指名競争入札	1 件
	随意契約	0 件
建設コンサルタント	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	1 件
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0 件
	標準プロポーザル	0 件
	一般競争	1 件
	通常指名競争	0 件
	随意契約(競争性のある)	0 件
	随意契約(特命随意契約)	0 件
	補償契約	1 件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	1. 一般競争入札(工事)	
	【房総導水路緊急改築横芝揚水機場ポンプ設備工事】	
	<p>・工事下請業者の見積書に法定福利費、退職金が示されていないとのことだが、詳しく説明願いたい。</p>	<p>・対象者から提出された内訳書に下請け業者の法定福利費や退職手当が含まれておらず、機構の積算額と業者の計上額にかなりの差があったというものです。</p>
	<p>・契約の主たる要素は、技術的な問題や価格的な問題だと思うが、福利厚生退職金というのは契約成立の要素としてはどの程度の比重をかけているのか。</p>	<p>・低入札については、下請業者に適正なお金が渡らないなど下請労働者が劣悪な労働環境に置かれていることへの懸念があります。それにより施工不良等が懸念され、工事の質の問題にも関係することから、細部まで確認しております。</p>
<p>・今回の調査業者と次の業者には相当金額の開きがあり、次の業者を選任した理由が、下請け業者の法定福利費、退職金及び一般管理費という極めて小さな額の部分を重視している。その他の要素も十分加味して判断し</p>	<p>・額が非常に少額ではないかというご指摘がありましたが、平成26年に品確法が改正され、ダンピングの防止などに機構としても取り組んでいるところです。今回の落札者を決めた方法は、あくまでもヒアリング調査</p>	

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

No. 2

	<p>たのであれば、一般の人が見てもすぐ理解できるよう、最初に一番重要な判断をしたところを書くべきである。</p>	<p>を実施し、様々な点を含めて確認した上でということが前提です。今後は、ご指摘を踏まえ、総合評価の表現としてしっかり記載していきたいと思っております。</p>
	<p>・技術提案について、優れた提案があった場合、予定価格を変更できる仕組みの方が機構にとって望ましいと思う。機構にその必要性があるならば、制度改革を積極的に働きかけるべきであり、より優れた技術提案が期待できるのではないか。</p>	<p>・予定価格を変更できる方式が1つあり、高度技術提案型の総合評価になります。これは著しく高度な技術提案を求める場合となっており、ダムの本体工事などについて採用しており、今年度は2件それを実施しています。技術を最優先に考えるのであれば、まだ他にも方法が考えられることから、今後も検討して参りたい。</p>
<p>2. 通常指名競争入札（工事）</p>		
<p>【赤城幹線外太陽光発電設備工事】</p>		
	<p>・目的は管理費の軽減と売電にあると思うが、年間どのくらいの管理費の軽減や売却ができるのか、その辺のシミュレーションを教えていただきたい。</p>	<p>・太陽光発電設備を設置するに当たっては、B/Cが1以上ないとできないことになっており、全部で20カ所ぐらいの設置計画、約38円の国の売電単価が20年間続くことを加味すると、年間2,000万円を少し超える収入を見込んでおります。</p>
	<p>・当初の一般競争入札には、何社参加されたのか。</p>	<p>・応募は5社で、うち2社は同種工事の実績が無かったことから3社に入札への参加を認めたところですが、2社が辞退たので、1社で入札を実施しました。</p>
	<p>・電子システムに登録していない業者は除外となり22社が除外されているが、最終的に応札した社が1社ということになると、22社を除外するのはもったいないような気がする。この電子システムを採用したときに、郵便入札はもう絶対認めないようなシステムをつくったの</p>	<p>・電子入札は一昨年から実施しておりますが、導入後、有資格業者の登録更新の際には、電子入札に登録しない場合は入札に参加できない旨の通知文を同封し、お知らせしたところです。また、導入の半年前からホームページにより公示し、一定期間郵便と併用しておりましたが、</p>

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

No. 3

	か。	基本的には電子入札に切り替えております。
3. 簡易公募型往路ポーザル（土木関係コンサルタント業務）		
【平成 27-28 年小石原川ダム希少猛禽類調査・分析評価】		
	・過去に同じような調査をされたことはあるのか。	・建設工事が始まる前から毎年こういう形でモニタリング調査等を行っています。
	・報告書の内容が極めて不満足だった場合は、どのように対応するのか。	・定期的に打ち合わせを行いながら進めており、最終的な成果自体が不備なことは想定できませんが、仮に仕様書を満足しない場合は、修正を求めそれが履行されたことを確認した上で支払うこととなります。
	・調査は機構が自発的に考えて行うものか、あるいはこの近隣の住民や国交省の要請なのか。	・ダム建設事業は環境に対する負荷が大きいことから、機構としては、ダムを建設し、その後に貯水池となるなどその地域の環境改編となりますので、クマタカなどにダム事業がどのような影響を与えるかを確認しております。また、事業者としても、説明責任的なものも含めできる限り環境を保全しながら事業を進めることに今から 20 年ぐらい前から注視しているのが実情です。
	・平成 25—26 年希少猛禽類モニタリング調査検証を、総合評価からプロポーザル方式に変えた理由は。	・今まではどちらかというと道路工事を主体でやっていて、比較的Eつがいの幼鳥行動範囲を避けるような形で工事を進めておりましたが、まさにそのど真ん中でダム本体工事をやるという非常に難しい状況の中で、より高度な技術判断ができる社を求めたいという思いがあって、こういう形にしました。
	・評価について担当した 3 名全員に専門的な知識経験があるのか。外部の有識者に意見を聞いたのか。又は事務所以外の機構内に専門的な知見がある方がい	・基本的に副所長、環境課長そして環境課の担当職員が数名おり、クマタカ検討部会という有識者の方と議論しておりますので、みな一定の知識を習得して

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

No. 4

	<p>るのではないかと思うが、そういう方の意見を聞かれたのか。</p>	<p>おり、3人である程度判断できると判断しております。</p>
	<p>・3名の合議で評価の点数を決めるとのことだが、3名は対等な立場ではないことから適切ではないと思われる。合議は、対等な立場である人が合議するというのが望ましく、個人的には3者が採点し、それを平均するような方法が望ましいと考える。</p>	<p>・副所長が強いとか環境課長が強いについては、そういったことを排除するために、最終的には委員会でもって評価した内容を客観的な資料として残すことによって、意見の違いをできるだけなくすように努力しております。</p>
	<p>・予定技術者についてだが、専任の技術者の中にクマタカについて本当にできる人というのはどれぐらいいるのか。</p>	<p>・各社の予定技術者は、クマタカの調査実績があって、いろいろな資格を持っている方がノミネートされておりました。</p>
<p>4. 一般競争入札（土木関係コンサルタント業務）</p>		
<p>【草木ダムゲート遠方監視設備改修等実施設計業務】</p>		
	<p>・今回、応札者が1社だけだったが、競争参加資格を持っている社は何社ぐらい見込んでいたか。</p>	<p>・業務実績を調べたところ、過去10年間で同種の工事の実績のある社は25社ぐらいあり、十分な数だと判断しておりました。</p>
	<p>・その25社は、電子入札登録をしている社かどうかはわかるか。</p>	<p>・今回そこまでチェックはしておりません。</p>
	<p>・業務が実施設計とのことだが、これについての基本設計みたいなものはあったのか。それから、基本設計があるとして、それを具体化する実施設計業務というのは幾つかに分けて発注されるのか。</p>	<p>・今回の案件は、現在あるシステムの一部改造であり、新たに基本設計を発注するのではなく、現状を見ていただいて、あくまでも改造するのにどういうことをしたらいいかという具体的な検討を行う実施設計のみになります。</p>
	<p>・業務が実施設計とのことだが、これについての基本設計みたいなものはあったのか。それから、基本設計があるとして、それを具体化する実施設計業務というのは幾つかに分けて発注</p>	<p>・活今回の案件は、現在あるシステムの一部改造であり、新たに基本設計を発注するのではなく、現状を見ていただいて、あくまでも改造するのにどういうことをしたらいいかという具体</p>

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

No. 5

	されるのか。	的な検討を行う実施設計のみになります。
	5. 補償契約	
	【群馬用水緊急改築事業に伴う用地取得】	
	<p>・所有者にこの単価では低過ぎると言われたり、分筆せずに丸ごと買ってほしいというようなことを言われた場合に交渉の余地はあるのか。</p>	<p>・共事業の施行者としては、やはり必要な土地を公正な単価で取得することが使命と考えております。土地所有者のご希望もちろんわかるわけですが、そこは粘り強く交渉しまして、我々の必要な土地を決められた単価で取得できるよう用地交渉をしております。また、今回の所有者の方からは、そのようなお話はありませんでした。</p>
	<p>・登記が2月23日に完了したのに、お金払わないというのは、我々の常識からすると理解できない。既に登記手続に必要な印鑑証明とか登記用の委任状とか全部提出されているのであれば、引きかえに代金全額払うのが普通の常識。登記が完了しないのは法務局の手続の流れの中で遅くなる場合があるわけで、所有者の責任ではない。なぜ払ってやらないのか、いつごろお支払うのか。</p>	<p>・現在、精算払いの手続を進めておりまして、次の支払い日の3月16日に指定の口座のほうに振り込む予定となっております。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし	・なし

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 田村 三明 (内線 2251)

技術管理室担当課長 足達 謙二 (内線 4631)

用地管財部用地補償課長 杉浦 正人 (内線 2331)